

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
20	波佐診療所の移転拡充に関する請願について	波佐自治会 会長 三浦 兼浩 浜田市金城町波佐イ 441-1 小国自治振興会 会長 榎田 米利 浜田市金城町小国イ 165-1	永見 利久 川上 幾雄	R3. 2. 4
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
福祉環境委員会				
<p>1 請願の要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の為に改善(診療室の増加、感染予防に必要な動線確保等)が必要となった現在の波佐診療所に代わる医療介護施設として「波佐さんあいホーム」を整備してください。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>平素より、波佐 小国地域医療の確保と充実に向けた活動に心から敬意を表します。</p> <p>令和元年12月、診療所医師の退職に伴う診療体制の変更が公表され、波佐診療所小国出張所の診療日が縮小されました。また、令和2年1月には、浜田市金城高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)のデイサービスを廃止することが利用者に通知され、距離や気象等の地理的条件が不利な波佐・小国地域では、民間事業者の代替も厳しいこと、また、地域の医療や介護の環境がどんどん縮小される状況に不安や不満が広がり、地元自治会が中心となって、地域の医療や介護等を考え実践する「波佐小国地域医療等課題検討協議会」を令和2年2月に立ち上げ活動を行っております。</p> <p>この協議会は、医療介護の課題解決に向けて、波佐診療所や浜田市の関係部署を交え、情報収集や意見交換を行い、地域住民の生活実態の聞き取り調査などを行いながら課題の解決策を模索しております。情報収集の中で表面化した移動手段の確保対策では、協議会を構成する地元自治(振興)会が主体となって、買い物タクシーの運行や無償ボランティア輸送の試験運行を開始しております。</p> <p>こうした中、新型コロナウイルス感染症対策が波佐診療所でも始まり、身近に受診できる環境には大変感謝しておりますが、診察室が限られ、これまで受けていたエコーや胃カメラなどの検査や点滴、外傷縫合などの治療は、感染症対策と同じ部屋で時間調整が図られ、物療の一部は中止されました。また、狭い空間での待合や移動は大変不安で、これらの早期改善を強く望むものです。</p>				

波佐診療所は、無医村の時代に地域住民の懇願により、昭和 33 年に国民健康保険直営診療所として開所され、今日まで、地域住民はもとより金城地域住民の医療拠点として重要な役割を担っています。

また、平成 11 年に開所された「波佐さんあいホーム」は、地域の高齢者が健康で活気に満ちた暮らしができるよう整備されたものですが、現在は浜田市金城高齢者生活福祉センターに機能が集約され、遊休施設となっています。この活用については、地域においても色々と検討してきたところですが、現診療所に比べて面積は広く、感染症対策で重要とされる動線も確保でき、また、バリアフリーで誰もが利用しやすい施設で、波佐・小国地域の在宅介護を担うヘルパーや訪問看護師、ケアマネージャー等が利用する部屋も確保できる、在宅介護の促進にも大変期待できる施設です。「波佐さんあいホーム」は、現状の医療介護の環境改善に適した施設と考え、地域住民一同は、この活用を心から願うものであります。浜田市議会におかれては、実情をご賢察いただき何とぞご理解を賜りたく、地域住民の署名を添えて請願要望いたします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
21	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	島根県労働組合総連合 議長 村上 一	西村 健	R3. 2. 12
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
<p>1 請願の要旨</p> <p>厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。</p> <p>コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。</p> <p>2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。</p> <p>コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。</p> <p>日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本島根県は792円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。</p> <p>全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円(税込み)の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。</p>				